


感染症法における特定病原体等（結核菌）の梱包

2013年2月7日

以下は感染症法に基づく病原体等管理規制で規定している特定病原体等の運搬容器の基準（厚生労働省告示第209号）の一部を抜粋し、文章を要約しています。詳しくは病原体等管理規制をご確認の上、解釈と実施は自己責任で行ってください。

1. 容器（密封性のある一次容器と二次容器、段ボール製等の外装容器）
 - (1) 告示に示されている条件に適合する容器を使用。
 - (2) 液状の物質を入れる場合、吸収材又は緩衝材は当該液状物質を全量吸収することができる量とする。
 - (3) 2個以上の一次容器を二次容器に収納する場合、一次容器が接触し合わないよう個別に包装し、又は分離して包装する。
 - (4) 特定病原体等と他のものを同一の外装容器に入れてはならない。
 - (5) 一次容器はガラス、金属又はプラスチック製であること。
 - (6) 冷蔵による運搬で外装容器に氷を入れる場合は漏水防止性の外装容器を使用し、冷凍による運搬でドライアイスを使用する場合、気化した炭酸ガスを放出させることのできる適切な手段を講じた外装容器を使用する。
 - (7) 液体窒素中での運搬にあっては、一次容器がプラスチック製であり、かつ、液体窒素の温度に耐える一次容器と二次容器を使用する。
 - (8) 凍結乾燥物質の場合、一次容器は火炎で封入されたガラスアンプルまたはゴム栓を施した金属製のシール付きのガラス製小瓶とすることができる。
 - (9) 外装容器内に内容物のリストを封入する。
 - (10) 包装物の表面に 国連シンボル  例 4G/CLASS6.2/××/×の表示を容易に消せない方法で付さなければならない。

この国連シンボルは容器の規格及び性能試験に適合していることを証明する目的以外に使用してはならない。(航空危険物規則書より)

2. 標識

包装物の表面に



3. 表示等

包装物の表面に

- (1) 荷送人の氏名または名称及び住所
- (2) 荷受人の氏名または名称及び住所
- (3) 責任者の氏名又は名称及び電話番号
- (4) 「病毒を移しやすい物質 (人体に対し伝染性のあるもの)」及び「UN2814」の文字

— 包装責任者の方へ —

ゆうパックを利用する場合は上記の運搬方法に加えて、
通知 で示された厳守事項に従った梱包が必要です。

平成 24 年 3 月 15 日付健感発 0315 第 1 号厚生労働省健康局結核感染症課長通知「感染症発生動向調査事業等においてゆうパックにより検体を送付する際の留意事項について」

結核予防会結核研究所抗酸菌部が行っている

http://www.jata.or.jp/outline_mrc.php 検査依頼のための運搬は
感染症法・航空法・厚生労働省通知等に従った方法で行っています。

感染症法違反には罰則があります。 **注意**

特定病原体等の運搬についてさらに詳しくお知りになりたい方は

感染症法に基づく特定病原体等の管理規制について：厚生労働省

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou17/03.html>

7．特定病原体等の安全運搬マニュアル を参照